

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の論点
 <厚生労働省（その②）>

1. 医療法

- ① 基本計画（改定版）を見ると、コスト計測を行った以外は新たな取組や取組の進捗については特段の追記は見られないが、医療法関係では、行政手続コストの削減に向け、2018年度は特段の検討は行われなかつたのか。あるいは、検討は行つたが、具体的な成果が上がらなかつたということか。
- ② 基本計画では、「事前相談について、対面以外の電話・メール対応を導入する」、「書類提出を対面に限定している場合は、郵送での手続きを導入する」、「許可証の受領を対面のみではなく郵送でも対応する」とされており、また、「提出書類・情報の見直し」について「過去に提出されたものと同一の情報を再度求めることのないよう、地方公共団体へ周知及び協力依頼を行う」とされているが、具体的に周知等は行つたのか。行つたら、いつ、どのような方法で行われたのか。その結果、これらを対面に限定している自治体はなくなり、また、ワンストップ原則は徹底されることとなつたのか。
- ③ 基本計画対象手続については、基本的に同様の取組（対面以外での手続の受付、様式の記入例の公表、提出書類・情報の見直し等）を行うものと承知している。他方、以下のとおり、1件あたりの作業時間に増減が見られる。この理由をどのように分析しているか。また、作業時間が増加している手続について、今後どのような取組を行っていく予定か。

<1件あたりの作業時間>（年間手続件数が5,000件以上の手続のみ抜粋）

	2017年度	2018年度
(2) 診療所の開設許可（5,774件）	13.8時間	12.1時間
(3) 診療所の開設届出（8,239件）	9.4時間	8.2時間
(4) 病院の構造設備等の変更許可（7,711件）	13.9時間	14.2時間
(6) 診療所の変更届出（20,598件）	6.3時間	4.3時間
(11) 診療所の廃止（8,928件）	3.2時間	2.2時間
(13) 病院又は診療所へのエックス線装置等の設置届出 (14,220件)	6.8時間	9.4時間
(14) 病院又は診療所へのエックス線装置等の変更届 (6,567件)	6.4時間	7.8時間

(15) 病院又は診療所へのエックス線装置等の廃止届出 (10,231 件)	3.6 時間	4.7 時間
(17) 施術所の変更の届出 (あはき) (6,434 件)	3.9 時間	3.0 時間
(23) 施術所の変更の届出 (柔整) (6,369 件)	3.9 時間	3.0 時間

(注) 項番は基本計画のもの、括弧内は年間手続件数

「あはき」：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

- ④ 今回の基本計画の改定では、「標準処理期間・審査基準の設定・公表等」のうち「審査基準」に係る記載が削除されているが、その理由を御教示ください。

- ⑤ 「現状で可能な範囲の取組」として、電子メールやCD-Rの活用に関し言及されており、また、「さらなる電子媒体の積極的な活用等の環境整備についても検討する」とされているが、政府としてデジタル化を原則化・義務化した法案を提出する中、2018年度における具体的な検討・進捗状況について御教示ください。

※ 前回の審議（2018年3月15日）では、診療所の変更届出（約2万件／年）をはじめとした医療法に基づく手続について、全国統一でのオンライン申請システムの構築は考えておらず、その理由の一つとして「オンライン申請ではなく、行政側と相談しながら申請をした方がスムーズであること」を挙げていた。

2. 職業安定法・労働者派遣法

- ⑥ コスト測定結果では、職業安定法に基づく「職業紹介事業報告の提出」(19,813 件／年)について、1件あたりの作業時間が減少している（2017年度：3.5 時間→2018年度：2.6 時間）が、その理由をどのように分析しているか。

- ⑦ コスト計測結果では、「労働者派遣事業報告書の提出」(146,823 件／年)をはじめとした労働者派遣法に基づく手続について、以下のとおり、1件あたりの作業時間が増加又は減少しているが、その理由をどのように分析しているか。

<1件あたりの作業時間>

	2017 年度	2018 年度
労働者派遣事業の変更の届出 (12,266 件)	3.2 時間	3.9 時間
労働者派遣事業の許可証の書き換え (2,034 件)	9.3 時間	10.4 時間
労働者派遣事業報告書の提出 (146,823 件)	7.7 時間	4.8 時間

(注) 括弧内は年間手続件数

- ⑧ 職業安定法・労働者派遣法に基づく手続のうち、基本計画において、「許可更新のオンラインまたは郵送申請率を0%（など）から20%へ向上」とされている手續がいくつあるが、2017年度と2018年度につき、オンライン及び郵送それぞれの利用率を御教示ください。

＜オンラインまたは郵送申請率の基本計画における目標値＞

I. 職業安定法に基づく手続

	当初 (%)	目標 (%)
(1) 職業紹介事業更新時	0	20
(2) 職業紹介事業報告の提出	0.07	20
(3) 職業紹介事業開始後の変更届・許可証の書き換え	0.001	20
(4) 職業紹介事業の廃止の届出	0	20
(5) 無料の委託募集開始時（有効期間満了後、改めての届出）	記載無し	
(6) 募集報告の提出	0	20

II. 労働者派遣法に基づく手続

	当初 (%)	目標 (%)
(1) 事業更新時	0	20
(2) 事業報告の提出	0	20
(3) 収支決算書の提出	0	20
(4) 関係派遣先への派遣割合の報告	0	20
(5) 海外派遣の届出	0.001	20
(6) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え	0.001	20
(7) 事業の廃止の届出	0	20

（注）項番は基本計画のもの

- ⑨ 基本計画では、職業安定法・労働者派遣法に基づく手続について、2019年度に「前年度実施状況を踏まえた見直し」を行うとのことだが、2018年度のオンライン・郵送の利用率などを踏まえ、具体的にどのような取組を行う予定か。

3. 児童福祉法

- ⑩ 「放課後児童健全育成事業の届出に関する手続」及び「保育所等の設置認可等に関する手続」については、基本計画の改定が特段行われていないが、基本計画に記載された

取組内容（特に標準（的）様式の見直し・策定）を実現できる目途は立っているのか。目途が立っていないのであれば、その課題・解決に向けた検討状況も御教示ください。

- ⑪ 「保育所等の認可申請」、「保育所等の廃止の承認の申請」、「認可外保育施設の設置等の届出」について、削減方策として「自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進する」とされているが、具体的に、自治体に対して郵送・メール等で申請の推進につき、働きかけを行っているのか。郵送・メール等での申請率はどの程度か、調査を行っているのか。
- ⑫ また、これらの手続に関し、業務の効率化の観点からも、電子化を推進する余地はないのか。

4. 介護保険法・老人福祉法

- ⑬ 帳票等の見直しに関し、基本計画によれば「事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを2018年度中に実施する」とされているが、実態及び見直し結果につき御教示ください。
※ 「ニッポン一億総活躍プラン」では、2020年代初頭までに文書量を半減するとされている。
- ⑭ 介護分野における生産性向上について、先般「介護の生産性向上ガイドライン」を取りまとめられたと承知するが、行政手続簡素化の取組に関する記述はあるのか。例えば、記録・帳票作成作業を効率化するため、ＩＣＴ技術を活用する等の方策が好事例として紹介されているが、事業者が作成した記録・帳票をそのまま電子的に行政に提出することが可能となれば、事業者の生産性向上に繋がるのではないか。
- ⑮ コスト削減方策として、「申請書類の郵送による提出を推奨する」とされているが、具体的にどのように周知したのか。また、郵送による届出は2018年度、2019年度においてどの程度の割合となっているのか。
- ⑯ 介護保険法・老人福祉法に基づく「事業所の指定等に関する手続」について、以下のとおり、1件あたりの作業時間が増加又は減少しているが、その理由をどのように分析しているか。作業時間が増加している手続や減少が小幅な手続については、今後、改善に向けてどのような取組を行う予定か御教示ください。

<1件あたりの作業時間>（年間手続件数が1万件以上の手続のみ抜粋）

	2017年度	2018年度
②指定地域密着型サービス事業者の指定（14,803件）	50.7時間	45.8時間
⑨指定居宅サービス事業者の変更等の届出（80,009件）	20.3時間	7.9時間
⑪指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の変更等の届出（30,431件）	11.9時間	12.0時間
⑬指定居宅介護支援事業者の変更等の届出（33,385件）	16.4時間	9.9時間
⑮指定介護予防サービス事業者の変更等の届出（91,126件）	20.3時間	11.9時間
⑯指定地域密着型介護予防サービス事業者の変更等の届出（13,900件）	11.9時間	4.0時間
⑰老人居宅生活支援事業の変更の届出（28,658件）	9.0時間	14.8時間
⑲老人福祉施設の変更の届出（15,865件）	7.0時間	26.8時間

(注) 項番は基本計画のもの、括弧内は年間手続件数